

大阪市鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）にかかる
臨時的任用職員（事務職員） 募集要項

令和8年9月7日
大阪市鶴見区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1名（事務職員）
受 験 資 格	次のいずれにも該当する者 （１）一般的な事務作業（パソコン入力、電話窓口対応など）のできる者 （２）地方公務員法第16条に該当しない者 【地方公務員法（抜粋）】 （欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （３）日本国籍を有する者 本採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。
任 用 期 間	令和8年11月1日（日）～令和9年3月31日（水） ※令和8年11月2日（月）から令和9年3月31日（水）までの勤務 ※業務体制等の状況により、勤務実績等を勘案し、最長で令和9年4月14日（水）まで更新の可能性があります。

2 選考方法

1 書類選考 （小論文試験1題）	次の課題について400字程度にまとめ、申込の際に提出してください。 課題：窓口での市民対応や事務処理等の業務を行うにあたり、市民の要請に応えることや個人情報を取り扱う上で特に重要だと思うことについて述べてください。 ※所定の様式で提出してください。 ※必ず手書きで記述してください。
2 口述（面接）試験 （試験時間15分程度）	主として人物について面接により行います。

3 口述（面接）試験の試験実施日程

日時：令和8年10月7日（水）午後1時30分開始（午後1時20分集合）

場所：鶴見区役所4階401会議室（予定）

※試験当日、上記日時から30分以上遅刻した場合は、受験できません。

※「受験案内」の送付はいたしませんので上記日時に集合してください。

※応募者多数の場合は、待ち時間を減らすため、選考日前日までに電話連絡をし、来場時間を指定する場合があります。

※試験の可否については、小論文試験及び口述（面接）試験の結果により決定します。

4 申込方法

受験申込については、持参又は郵送にて受け付けます。

郵送の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申込みください。

【受付期間】令和8年9月7日（月）から令和8年9月28日（月）まで

＜ 持参の場合：期間内の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く） ＞

＜ 郵送の場合：令和8年9月28日（月）必着（当日消印ではなく必着です） ＞

【提出先】

〒538-8510

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号（鶴見区役所1階12番窓口）

大阪市鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）

※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～④を入れて、持参又は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）にて送付してください。

また、郵送料金不足の場合は受け付けません。

【必要書類】

①大阪市臨時的任用職員（事務職員）採用申込書：1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

②任期に関する承諾書兼申し立て書：1通

③筆記試験記述用紙：1通

④「受験結果」送付用の定形封筒：1通

※必ず宛先を記載のうえ、320円分の切手を貼付してください。また、料金不足の場合は受け付けません。

※①～③の様式は、本市所定の様式に限りします。

※書類に不備がある場合は試験を受験できない場合があります。

5 従事する職務等

職 務 内 容
鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）において、子育て支援業務にかかる次の業務を行う。 児童手当関係業務 窓口・電話対応 システム入力 その他、課長が必要と認める業務

6 勤務条件

勤務場所	大阪市鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）
勤務日・勤務時間・休日・休暇	1 勤務日：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く） 2 勤務時間・休憩時間：午前9時から午後5時30分（休憩時間45分） ※毎週金曜日は午後7時まで窓口の時間延長を行っているため、勤務時間が午前10時30分から午後7時となることがあります。 3 休日：土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日） 4 休暇：①年次有給休暇（8日） ※任期を更新した場合は、更新月数に応じて所定の日数を追加付与します。 ②その他特別休暇（子の看護休暇、短期介護休暇等） ※詳細については、採用決定後にお知らせします。
給 料	1 給 料：月額227,824円（地域手当を含む。令和8年8月現在） ※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。 2 通勤手当：1か月あたり55,000円までで、最も経済的な経路の6か月以内の最長の定期券額 3 支給日：月末締め、原則当月17日払い ※1月は18日。ただし、支給日が土、日、祝日の場合は前後することがあります。 4 社会保険等：共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険あり 5 その他：各種手当（扶養手当、住宅手当、超過勤務手当、期末勤勉手当、退職手当等）について、本市基準により支給します。

7 試験結果の発表

選考の結果発表については、令和8年10月15日（木）に受験者全員に本人あてに発送します。なお、結果について、受験者全員に通知しますので電話での問い合わせにはお答えできません。

論文試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。合格者は、成績順に採用候補者名簿に登録され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。

採用候補者名簿に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9

年3月31日までです。採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和8年11月1日以降になる場合や採用されない場合があります。

8 その他

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 受験に際して収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ③ 試験合格者について、後日資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。

9 問い合わせ先

大阪市鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）

〒538-8510

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号（鶴見区役所1階12番窓口）

電話：06-6915-9107 【担当：小森、吉田】

最寄り駅：Osaka Metro(大阪メトロ)長堀鶴見緑地線「横堤」駅（5番出口）すぐ

大阪シティバス「鶴見区役所前」停留所すぐ

*応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得了上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと